

総合資源エネルギー調査会総合部会 電気料金審査専門委員会の検討事項について

平成24年12月
資源エネルギー庁

1. 電気料金審査専門委員会設置の趣旨

総合資源エネルギー調査会総合部会電気料金審査専門委員会（以下、「審査専門委員会」という。）は、「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書」（平成24年3月。以下、「有識者会議報告書」という。）を踏まえ、電気料金認可プロセスにおいて、中立性・客観性を確保しつつ、外部専門家の知見を取り入れるため、平成24年5月に設置。

審査専門委員会は、中立的・客観的かつ専門的な観点から、料金査定方針等の検討を行い、経済産業大臣に対して意見をを行う。

（参考）東京電力による認可申請への対応

東京電力から平成24年5月11日に提出された10.28%の料金値上げ認可申請に対し10回の公開形式での審議を行い、委員による査定方針の検討を行った上で、7月5日に審査専門委員会としての査定方針案を作成。これを受けて、経済産業大臣は、消費者庁への協議を行った上で、最終的な査定方針を策定。「物価問題に関する関係閣僚会議」で了承を得た上で、7月25日に認可を行った（9月1日から実施。最終的な値上げ幅は8.46%）。

2. 今回の検討事項について

11月26日に関西電力から、11月27日から九州電力から、電気料金値上げの認可申請が行われたところであり、それについて審査を行う。

(1) 検討事項について

関西電力及び九州電力から経済産業省に提出された申請が、電気事業法（参照条文を添付）及び「一般電気事業供給約款料金審査要領」に照らし妥当なものであるかどうかについての査定方針を検討し、公聴会及び「国民の声」を通じて経済産業省に寄せられた意見に対する見解を付した上で、経済産業大臣に意見を行う。

※1 「一般電気事業者供給約款料金審査要領」は、「電気料金制度・運用に係る有識者会議報告書」を踏まえ、平成24年3月30日に改正を行っている。

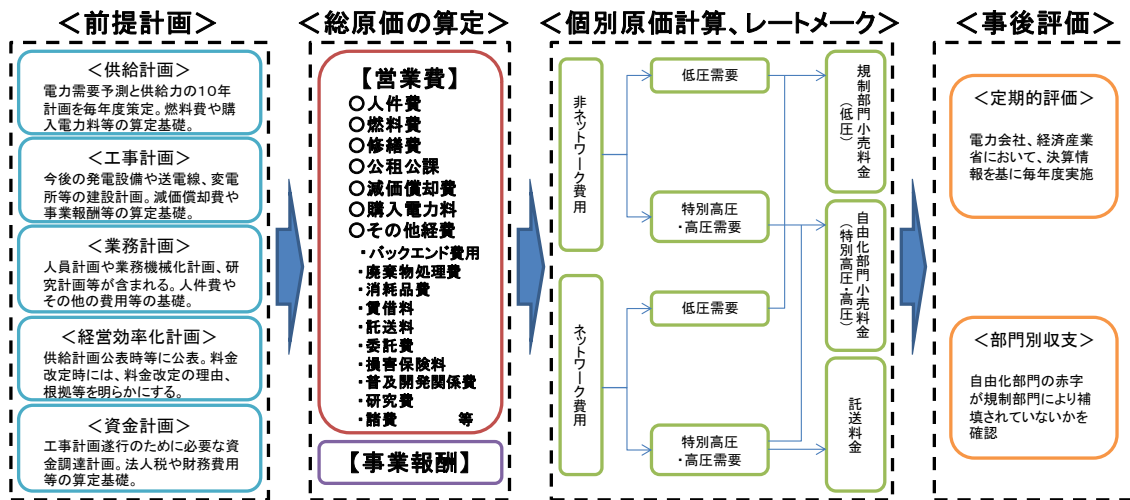
※2 公聴会は、関西電力からの料金値上げ申請に関し、1月28日（月）（陳述人多数の場合は1月29日（火）も開催）に大阪市の近畿経済産業局で、九州電力からの料金値上げ申請に関し、1月31日（木）（陳述人多数の場合は2月1日（金）も開催）に福岡市の九州経済産業局で実施予定。

※3 「国民の声」は、関西電力からの料金値上げ申請に関し、11月26日（月）～1月28日（月）、九州電力からの料金値上げ申請に関し、11月27日（火）～1月31日（木）までインターネット等を通じて意見を募集。

(2) 検討の流れ

第1回では、関西電力及び九州電力から料金認可申請の概要の聴取を行い、自治体、消費者団体、中小企業団体関係者からの意見を聴く。

第2回以降は、料金算定のフローに沿って審査を行い、公聴会及び「国民の声」を通じて経済産業省に寄せられた意見も踏まえ、本委員会としての査定方針をとりまとめる。必要に応じて、各回の議題に関係する専門家を招聘し、質疑を行う。



参照条文

○電気事業法

(一般電気事業者の供給約款等)

第十九条 一般電気事業者は、一般の需要(特定規模需要を除く。)に応ずる電気の供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。
- 二 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 三 一般電気事業者及び電気の利用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
- 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 ~ 8 (略)

(一般電気事業者の供給約款等の公表義務)

第二十条 一般電気事業者は、第十九条第一項の規定により供給約款の認可を受け、同条第四項の規定により供給約款の変更の届出をし、若しくは第二十三条第三項の規定による供給約款の変更があつたとき、第十九条第七項の規定により選択約款の届出をしたとき、又は前条第一項の規定により最終保障約款の届出をしたときは、その供給約款、選択約款又は最終保障約款をその実施の日の十日前から、営業所及び事務所において、公衆の見やすい箇所に掲示しておかななければならない。

(公聴会)

第百八条 経済産業大臣は、第三条第一項(一般電気事業に係るものに限る。)、第八条第一項(供給区域の増加に係るものに限る。)、第十九条第一項又は第二十三条第三項(供給約款に係るものに限る。)の規定による処分をしようとするときは、公聴会を開き、広く一般の意見を聴かななければならない。

○一般電気事業供給約款料金算定規則

(認可料金の原価等の算定)

第二条 法第十九条第一項の規定により定めようとする、又は変更しようとする供給約款で設定する料金を算定しようとする一般電気事業者(以下「事業者」という。)は、四月一日又は十月一日を始期とする一年間を単位とした将来の合理的な期間(以下「原価算定期間」という。)を定め、当該期間において電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額(以下「原価等」という。)を算定しなければならない。

2～3 (略)

(料金の決定等)

第十九条 料金は、低圧需要の前条の規定により整理された総固定費、総可変費及び総需要家費の合計額(以下「低圧需要原価等」という。)と原価算定期間における低圧需要の料金収入が一致するように設定されなければならない。

2～6 (略)

会議の公開について

1. 本専門委員会は、原則として公開する。
2. 配布資料は、原則として公開する。
3. 議事要旨については、原則として会議終了後1週間以内に作成し、公開する。
4. 議事録については、原則として会議終了後1ヶ月以内に作成し、公開する。
5. 個別の事情に応じて、会議又は資料を非公開とするかどうかについての判断は、委員長に一任するものとする。

※ 非公開とすべき情報の例

- ・ 公開することにより、申請事業者以外の第三者の正当な利益を害するおそれがある情報（例：第三者が非公開を前提として申請事業者と契約した契約書の内容 等）
- ・ 公開することにより、申請事業者の業務遂行が困難になる情報又は供給コストが増加するおそれがある情報（例：申請事業者が守秘義務を課されている情報、公開することにより申請事業者が調達等の契約交渉上不利益となるものについての情報 等）
- ・ その他公開することにより、法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報、並びに本専門委員会における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがある情報として特に委員長が認めるもの